

「任意継続組合員」制度の ごあんない

(令和4年度版)

～退職される方はご覧ください～

退職後に再就職する方は、原則として「再就職先の健康保険」に加入となりますが、再就職先で健康保険が適用されない方、及び再就職しない方については「ご家族の健康保険の被扶養者」、「共済組合の任意継続組合員」、または「国民健康保険」のうちいずれかの健康保険を選択して加入することになります。

共済組合の「任意継続組合員制度」は、退職後の病気やケガに対して在職中とほぼ同様に医療機関の保険診療や、各種短期給付(出産費、埋葬料、災害見舞金など)を受けることができる制度です。

このパンフレットをご覧ください、退職後の健康保険についてご検討のうえ、お手続きをお願いいたします。

※ご家族の健康保険被扶養者、国民健康保険の詳細については、それぞれご確認ください。
※年金制度の適用はありませんので、60歳未満の方は国民年金の加入手続きが必要となります。

加入期間

退職後、最長で2年間加入できます。(後期高齢者医療制度適用者は除きます。)

加入資格

退職の日の前日まで引き続き1年以上組合員であった方。

申込手続

退職した日から20日以内に『任意継続組合員資格取得申出書』を退職時の勤務先を通し、共済組合に提出してください。

任意継続組合員制度に関するお問い合わせ

福島県市町村職員共済組合

加入・脱退に関すること : 資格調定係
給付に関すること : 短期給付係

〒960-8515
福島市太田町13番53号
福島グリーンパレス4階
TEL(024)533-0011

給 付

任意継続組合員とその被扶養者は、在職中とほぼ同様に医療機関の保険診療や各種短期給付を受けられます。

また、在職中に「限度額適用認定証」、「特定疾病療養受療証」、「一部負担金等免除証明書」を交付されていた方は、「記号・番号」が変わるため、再申請が必要となります。

- ・療養費や埋葬料、災害見舞金などの各種給付は、退職時の勤務先を通して共済組合へ請求していただきます。
- ・「休業給付」は、在職中に該当していた方は、引き続き請求できますが、任意継続制度加入後に事由が発生した場合は、支給対象外となります。

被扶養者の認定

退職時に被扶養者として認定されていた方で、任意継続組合員制度加入後も引き続き認定要件を備えている方は、そのまま被扶養者の資格を継続できます。「任意継続組合員資格取得申出書」の「被扶養者の資格継続の確認」欄に当該被扶養者の氏名等を記入するだけで、その他の手続きは不要です。

- ・新たに被扶養者の認定要件を備えたとき、または認定要件を欠くに至ったときは、「被扶養者申告書」に関係書類を添えて、退職時の勤務先に提出してください。

任意継続組合員証の発行

ご自宅に「任意継続組合員証」をお送りします。該当する方がいる場合には「任意継続組合員被扶養者証」、「高齢受給者証」も併せてお送りします。

- ・「任意継続組合員証」等が届く前に医療機関を受診したい場合は、退職時の勤務先の共済事務担当係へお問い合わせください。
- ・「任意継続組合員証・被扶養者証」は有効期限(年度末まで)を表示して発行します。

翌年度継続の確認

翌年度については、3月初旬に継続確認の案内文書等をお送りします。

任意継続掛金は1年目と同程度となりますが、国民健康保険料は1年目より低額になることが考えられますので、任意継続組合員を継続するかをご検討ください。

- ・任意継続組合員を継続する場合は、同封の納付用紙により翌年度分の掛金を納付してください。共済組合で入金を確認後、新たな組合員証等を発行いたします。
- ・継続せず、国民健康保険等に参加される場合は、案内文書に同封の「任意継続組合員資格喪失申出書」を共済組合に 3月中 に提出してください。共済組合から「資格喪失証明書」をご自宅宛にお送りいたしますので、国民健康保険加入等の手続きを行ってください。

掛 金

標準報酬月額は、次のいずれかの低い額となります。

◎ 退職時の標準報酬月額

◎ 当共済組合の全組合員の平均標準報酬月額 360,000 円(基準日:令和3年9月30日)

掛金の計算方法は、以下のとおりです。

短期掛金(月額) = 「任意継続掛金の標準報酬月額」× 92.0 / 1000(円未満切捨て)

介護掛金(月額) = 「任意継続掛金の標準報酬月額」× 18.0 / 1000(円未満切捨て)

※40歳以上65歳未満の方は介護保険に加入となるため、介護掛金も納めていただきます。

※被扶養者の人数によって、掛金額が変動することはありません。

掛金の納付方法

任意継続掛金の納付方法は、次の3通りがあり、加入申込み時に選択します。共済組合からご自宅に令和4年度分の納付用紙(通知書)をお送りしますので、指定日までに金融機関窓口で納めてください。

○ 毎月納付 1ヵ月分を毎月納付

○ 半期納付 一年度を前期(4月～9月分)と後期(10月～3月分)に分け半期毎に納付

○ 全期納付 一年度分(4月～3月分)を一括して納付

・半期納付と全期納付には、掛金の割引が適用されます。(下の「掛金前納乗率表」を参照)

掛金前納乗率表(毎月納付は割引適用なし。掛金還付計算にも適用。円未満四捨五入)

前納月数	乗 率	前納月数	乗 率	前納月数	乗 率
1	0.9967369	5	4.9512666	9	8.8544329
2	1.9902215	6	5.9318472	10	9.8222773
3	2.9804642	7	6.9092282	11	10.7869636
4	3.9674757	8	7.8834200	12	11.7485020

※介護掛金の割引についても同様の計算方法となります。

※任意継続組合員になって最初の月の掛金は、割引の対象になりません。

掛金の納付期日

該当する各期間の最初の月の 前月の25日 までに納めてください。

・ただし、任意継続組合員となって最初に納付する掛金は前月に納付することができないため、共済組合が別に定める期日までに納めてください。

・金融機関の休業日にあたる場合は、前営業日までに納めてください。

○毎月納付の場合の例: [7月分 → 6月24日(金)まで]

掛金額早見表

退職時の 標準報酬月額	短期掛金(円)	介護掛金(円)	年間納付額(円)		
	(1ヵ月分)	(1ヵ月分)	毎月納付	半期納付	全期納付
160,000	14,720	2,880	211,200	209,144	207,450
170,000	15,640	3,060	224,400	222,214	220,416
180,000	16,560	3,240	237,600	235,285	233,382
190,000	17,480	3,420	250,800	248,357	246,347
200,000	18,400	3,600	264,000	261,429	259,313
220,000	20,240	3,960	290,400	287,572	285,244
240,000	22,080	4,320	316,800	313,714	311,176
260,000	23,920	4,680	343,200	339,857	337,107
280,000	25,760	5,040	369,600	366,000	363,038
300,000	27,600	5,400	396,000	392,143	388,970
320,000	29,440	5,760	422,400	418,285	414,901
340,000	31,280	6,120	448,800	444,429	440,832
(最高限度額) 360,000	33,120	6,480	475,200	470,571	466,764

※40歳以上65歳未満の方は、介護保険に加入となるため、介護掛金も納めていただきます。

※年間納付額は、介護掛金を含んだ場合の金額です。

※半期および全期の年間納付額は、割引適用後の金額です。

資格の喪失

次に該当したときは、任意継続組合員の資格を喪失します。

「任意継続組合員資格喪失申出書」及び()内に記載の添付書類を共済組合に提出していただく必要がありますので、共済組合保険課資格調定係までご連絡ください。

ただし、下記の②または⑥(ア)に該当する場合は、手続きは不要です。

- ①掛金を納付期日までに払い込まなかったとき
- ②任意継続組合員となって2年を経過したとき
- ③死亡したとき(死亡日のわかるもの)
- ④健康保険等の被保険者または共済組合の組合員となったとき(新しい保険証の写)
- ⑤脱退の申出があったとき
 - ※国民健康保険に加入する、ご家族の被扶養者となるなどの理由で、2年満了前に脱退を希望する場合はこれに該当します。
 - ※申出が受理された日の属する月の末日が脱退日となります。
- ⑥後期高齢者医療制度が適用されたとき
 - (ア)75歳到達により適用
 - (イ)65歳以上75歳未満で障がいにより適用(後期高齢者医療被保険者証の写)

掛金の還付

資格喪失月以降の掛金を納付済みの場合、過払いとなった掛金は還付いたします。

・「任意継続組合員資格喪失申出書」と併せて、「任意継続組合員掛金・介護掛金還付請求書」を共済組合に提出してください。

・還付金は、請求書に記載された口座へ送金いたします。